

## 訪問販売トラブルにご注意！

事例1 「数年前に設置した太陽光発電パネルを無料で点検する」と電話があり来てもらった。来訪した業者から「これからは蓄電池を取り付けたほうがよい。補助金が出るし電気代がもっと安くなる」と勧められた。「今ならさらに値引きがある」と言われ、断り切れず200万円をローンで支払う契約をしてしまった。しかしよく考えると高額すぎるので解約したい。

事例2 昨日高齢の母の家に「住宅の点検をする」と突然業者が訪問し「台風で屋根瓦がずれているので、すぐに直さないと大変なことになる。風で飛ぶと通行人に被害がでる」と言われ契約書にサインをしたらしい。契約書を見ると120万円の屋根修理工事のようなだ。母は事業者から詳しい説明を聞いていないし高額なのでクーリング・オフしたい。

「無料で点検に来た」と言って来訪し、点検後に高額な商品やサービスを契約させる「点検商法」の相談が多数寄せられています。「値引きやお得な価格は今だけ」と言って契約を急がせるケースや、「すぐ修理をしなければ大変なことになる」と不安をあおるケースもあります。また、以前契約した時の名簿を入手した別の事業者が訪問することもあるので注意が必要です。**不審に思った場合や不要な場合は、はっきり断るようにしましょう。**

また台風や大雨による災害が発生した時には、「火災保険が使える」という勧誘が増加します。保険会社への保険請求を代行し、高額な手数料を請求するケースもあります。「保険金を使って自己負担なく修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。契約前に必ず自分で、保険会社に詳細を確認するようにしてください。



消費者庁イラスト集より

**工が必要な場合は、信頼のおける複数の事業者から見積もりを取り、比較・検討してから契約をするようにしましょう。**

訪問販売トラブルは高齢になるにつれて増加する傾向があります。トラブルを防ぐためには、家族や周囲の方の見守りがとても重要です。

万一契約してしまっても**訪問販売の場合、契約書面の控えを受け取った日から8日間は、クーリング・オフ（P7～P9参照）が可能です。**

期間内であれば商品を受け取っていても、工事等に着工していても、無条件解約ができます。8日間を過ぎてしまっても、契約時に問題があれば契約解除の主張が可能なケースもあるので消費生活センターに相談してください。

事例3 2年前、新聞の販売員が訪問し更新契約を勧められた。長年読んでいる新聞なので契約し、景品の洗剤を受け取ったが、最近目の病気になり新聞が読めなくなった。契約期間が残っているが解約したい。

新聞の訪問販売は、契約書面を受領して8日以内ならクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間経過後の解約は、新聞販売店との話し合いが必要になります。ただし、契約者が購読困難な病気になった場合や亡くなった場合は、販売店は解約に応じることとされています。

### 景品の上限金額は定められています

新聞購読契約の景品は、景品表示法に基づく告示制限により、取引価格の8%か、6か月分の購読料金の8%のいずれか低い金額の範囲までと決められています。販売店は制限を超える高額な景品類の提供はできません。消費者も高額な景品を求めないようにしましょう。

### 長期間契約になっていませんか？

何年も先の契約をしていませんか？高齢者に合計で3年分の契約を締結させる販売店の行為は、府の条例違反になる可能性があります。契約する場合は、契約書にサインをする前に合意した内容になっているか、**契約期間や配達開始日**をしっかりと確認しましょう。



訪問販売のような不意打ち性の高い勧誘は、その場ですぐに契約しないようにしましょう。**必要のない勧誘はきっぱりと断りましょう！（P18参照）**